



# 鳥取県公報

平成 26 年 5 月 30 日 (金)  
第 8 6 0 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (426) (農地・水保全課) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (427) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (428) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	土地改良区の役員の住所の変更 (2 件) (429・430) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (431) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (432) (〃) . . . . . 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (433) (東部福祉保健事務所) . . . . . 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (7) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (19) (教育総務課) . . . . . 6
◇ 公 告	土地収用法施行令による公示送達 (県土総務課) . . . . . 6
◇ 正 誤	平成26年 3 月28日付鳥取県規則第30号中訂正 . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第426号

鳥取県附属機関条例（平成26年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 5 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県ため池安全対策検討会	今後のため池整備方針その他ため池の管理に関する事項	平成26年6月9日から 平成27年5月31日まで	農地・水保全課

## 鳥取県告示第427号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 5 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字大清水2987の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する）

## 鳥取県告示第428号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 5 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県地域生活支援事業企画提案審査会	鳥取県地域生活支援事業に係る受託業者の選定に関する事項	平成26年5月30日から 同年7月31日まで	西部総合事務所福祉保健局福祉支援課

## 鳥取県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月30日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

監 事	米 田 健 二	変 更 前	倉吉市鴨河内1008
		変 更 後	倉吉市鴨河内918

**鳥取県告示第430号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年5月30日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

理 事	米 田 健 二	変 更 前	倉吉市鴨河内1008
		変 更 後	倉吉市鴨河内918

**鳥取県告示第431号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人大徳会	ホームヘルパーセンター玉真園	西伯郡大山町大塚717	平成26年6月1日	訪問介護
株式会社ハピネライフケア	ハピネリハビリテーション颯	米子市米原七丁目2-18	〃	通所介護

**鳥取県告示第432号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

社会福祉法人大徳会	ホームヘルパーセンター玉真園	西伯郡大山町大塚717	平成26年6月1日	介護予防訪問介護
株式会社ハピネライフケア	ハピネリハビリテーション颯	米子市米原七丁目2-18	〃	介護予防通所介護

**鳥取県告示第433号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
てのひら株式会社	居宅介護支援事業所ことのは	鳥取市新40	平成26年6月1日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第7号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成26年5月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
介護老人保健施設 いなば幸朋苑 <u>ユニット型介護老人保健施設いなば 幸朋苑</u>	鳥取市浜坂228-1	介護老人保健施設 いなば幸朋苑	鳥取市浜坂228-1
略		略	
医療法人養和会介護老人保健施設仁風荘 <u>ユニット型介護老人保健施設仁風荘</u>	米子市上後藤三丁目5-1	医療法人養和会介護老人保健施設仁風荘	米子市上後藤三丁目5-1
略		略	
介護老人保健施設	米子市石井1238	介護老人保健施設	米子市石井1238

なんぶ幸朋苑 <u>ユニット型介護老人保健施設なんぶ幸朋苑</u>	
略	
介護老人保健施設ル・サンテリオンよどえ <u>介護老人保健施設ル・サンテリオンよどえユニット型</u>	米子市淀江町佐陀2169
略	
介護老人保健施設ル・サンテリオン <u>ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン</u>	倉吉市山根55-233
略	
医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり <u>医療法人至誠会ユニット型介護老人保健施設ひまわり</u>	倉吉市関金町関金宿1891-1
略	
介護老人保健施設ル・サンテリオン北条 <u>介護老人保健施設ル・サンテリオン北条ユニット型</u>	東伯郡北栄町土下123-1
略	

2 老人ホーム

施設名	所在地
略	
高草あすなろ <u>高草あすなろ(ユニット型事業所)</u>	鳥取市大柵330
特別養護老人ホーム若葉台 <u>特別養護老人ホーム若葉台(ユニット型事業所)</u>	鳥取市若葉台南四丁目2-27
略	
特別養護老人ホーム	鳥取市青谷町善田27-1

なんぶ幸朋苑	
略	
介護老人保健施設ル・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀2169
略	
介護老人保健施設ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233
略	
医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1
略	
介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下123-1
略	

2 老人ホーム

施設名	所在地
略	
高草あすなろ	鳥取市大柵330
特別養護老人ホーム若葉台	鳥取市若葉台南四丁目2-27
略	
特別養護老人ホーム	鳥取市青谷町善田27-1

ムなりすな 特別養護老人ホーム ムなりすな(ユニット型事業所)		ムなりすな	
略		略	
特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑 ユニット型特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑	米子市石井1238
略		略	
特別養護老人ホーム ムル・ソラリオン ユニット型特別養護老人ホーム ムル・ソラリオン	倉吉市山根55-3	特別養護老人ホーム ムル・ソラリオン	倉吉市山根55-3
略		略	
岩井あすなろ 岩井あすなろ(ユニット型事業所)	岩美郡岩美町大字宇治 1034	岩井あすなろ	岩美郡岩美町大字宇治 1034
略		略	
3・4 略		3・4 略	

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第19号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年5月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年6月3日(火)午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
  - (2) その他

## 公 告

土地収用法施行令(昭和26年法律第342号)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成26年5月30日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

## 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 内田 ミドリ

## 2 公示事項

一般県道米子環状線改良工事（鳥取県米子市和田町字塚灘地内から同市同町字上松中東地内まで）に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第2項の規定に基づく裁決書は、本人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

---

## 正 誤

平成26年3月28日付鳥取県公報号外第40号の鳥取県規則第30号（鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 下から3

誤 受益者負担率が5分の1を超えるもの

正 受益者負担率が市町村交付金時負担率以上のもの及び受益者負担率が5分の1を超えるもの

頁 7

行 10

誤 第1号に掲げる額を第2号

正 第2号に掲げる額を第1号